



平成23年11月15日

奈良県知事 荒井正吾 様

奈良県特別職報酬等審議会
会長 近東宏光



特別職の職員の報酬等の額について（答申）

平成23年10月28日付け人第233号で諮問のあった議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額について、下記のとおり改定するよう答申する。

記

1 報酬等の額

議 長	965,000	円
副議長	843,000	円
議 員	778,000	円
知 事	1,214,000	円
副知事	947,000	円

2 改定実施時期

この答申を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日
(公布の日が月の初日であるときは、その日)

説 明

特別職の報酬等は、基本的には、その職の果たす職責及び社会的役割等に対して与えられるべきものである。

また、複雑、多様化する行政需要は引き続き増加し、特に地方分権の進展に伴い地方公共団体の責任と業務の増大している中、当然のことながら特別職の果たす職責及び役割等は、今後もますます重要である。

しかしながら、当審議会は、昨今の厳しい社会経済状況、財政状況、一般職の職員の給与改定状況及び国や他の都道府県の特別職の報酬等の状況等諸般の事情を総合的に勘案しつつ、慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したものである。

1 特別職の報酬等

本県の特別職の報酬等については、前回平成22年度の改定から現在までに次のような情勢変化があった。

一般職の職員の給与改定については、本年の人事委員会勧告で職員給与の公民較差率がマイナス0.25%と昨年に引き続きマイナス改定の勧告となっていること（改定予定）

以上のような状況を踏まえ、一般職の職員の給与改定状況、他の都道府県の特別職の報酬等の状況及び本県の財政状況等を総合的に検討した結果、本県の一般職の給与の公民較差を基礎として改定することが適切であり、県民の理解を得られるものと判断した。

よって、現行の県議会議長、副議長及び議員の議員報酬の額並びに知事、副知事の給料の額を前記のとおり改定することが適当である。

2 改定の実施時期

改定の実施時期については、引下げの改定であるため、本答申を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）とするのが適当である。

なお、平成23年12月に支給される期末手当の額は、平成22年度の特別職の報酬等の改定にあたり、平成22年12月に支給された期末手当において行われた調整措置と同様に、一般職の職員に準じて調整することが適切であると考えらる。

3 今後の改定の考え方

今後も、特別職の報酬等については、社会経済情勢等の変化や財政状況等を勘案し、時宜に即した見直しを行うことが適当である。